

公募に係る質問及び回答一覧

番号	質疑文書	項目番号	質問内容	回 答
1	公募要項	7(1)②	土地賃借料は、どの程度を見込めばよいか。	<p>貸付予定地の令和 2 年固定資産税評価額は 28,000 円/m²程度になりますので、年額の貸付料としては 107 万円を見込んでください。</p> <p>なお、提出書類一覧の「4(4)施設運営収支計画表※」では、当該貸付料にかかる支出を見込んでください。</p> <p>※施設運営収支計画表は、開設予定年度から 3 年以上の計画を提出してください。</p>
2	公募要項 別紙配置計画図	6(1)	貸付予定地内の既存プールや建物等は撤去されるのか。また、撤去の時期はいつ頃を予定しているか。	<p>公募要項の別紙「配置計画図」に示した貸付予定地内の既存プール（水道メーター等含む）、ポンプ室、濾過機室、防災備蓄倉庫、不燃ごみステーション等については、令和 3 年中に市において解体または貸付予定地外へ移転する予定です。</p> <p>また、既存プール周囲の桜の木はプール等の解体と同時期に伐採し、国道沿いのケヤキ及び桜の木については令和 3 年度中に伐採する予定です（伐根は状況に応じて行います）。</p> <p>なお、貸付予定地の南東隅にある「鳥沢のコノテガシワ」は、市の指定文化財（天然記念物）になりますので、原則、枝打ちや伐採はできません。</p>

番号	質疑文書	項目番号	質問内容	回 答
3	提出書類一覧	4(3)関連	施設整備資金として借入を要する場合、借入予定先の検討は独自で行ってよいか。	<p>施設整備資金として借入が必要な場合の借入予定先については、応募事業者において検討の上、計画・決定していただく必要があります。</p> <p>認定こども園の類型によって融資対象が異なりますが、社会福祉法人または学校法人向けの融資制度としては、独立行政法人福祉医療機構の「福祉貸付事業」や日本私立学校振興・共済事業団融資などがあります。融資限度額の計算方法や融資条件などについては、それぞれの融資相談窓口へお問い合わせください。</p> <p>また、この融資制度のほかには市中銀行等の民間金融機関からの借入を検討していただくことになります。</p> <p>なお、当該借入計画は、提出書類一覧の「4(3)施設整備資金計画表※1」に含めるとともに、「4(4)施設運営収支計画表※2」には当該借入にかかる返済計画を見込んでください。</p> <p>※1 施設整備資金計画表は、施設整備全体に関わる計画になりますので、調査・設計、建築、備品購入などの建設経費に係る資金計画について提出してください。</p> <p>なお、施設整備資金計画表は、提出書類一覧様式2の中の「財源の状況」を説明する内容となります。</p> <p>※2 施設運営収支計画表は、開設予定年度から3年以上の計画を提出してください。</p>

番号	質疑文書	項目番号	質問内容	回 答
4	提出書類一覧	1(5) 公募要項 4(5)関連	提出書類一覧の「1 設置者に関する事」、「(5)公募要項4(5)の応募資格を証する直近の納税証明書等」は、具体的にどのような書類を提出すればよいか。	<p>税務署、県税事務所及び市役所が発行する納税証明書等をご提出ください。</p> <p>具体的な提出書類は、以下のとおりです。</p> <p>○税務署</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税証明書「その3の3（「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）」 ・納税証明書「その4（滞納処分を受けたことのない証明用）」 ※証明期間は、過去3年間以上としてください。 <p>○県税事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税証明書「県税に未納がない証明及び、過去3年間滞納処分を受けていないこと（公益法人認定申請等）」 <p>○市役所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・完納証明書 ・過去3年間、滞納処分を受けたことがないことの証明願（任意様式）
5	提出書類一覧	4(1) 様式4 補助予定額算定表	提出書類一覧の「4 経営管理に関する事」、「(1)様式4（補助予定額算定表）」の【1】按分率算定表（本体工事費）では、園庭を按分率の算定対象に含めるべきか。	按分率は、対象経費の実支出予定額に「延床面積に対する保育を実施する部分又は保育機能部分（教育を実施する部分又は教育機能部分）の床面積の割合」を乗じることにより算定しますので、園庭等の面積は算定対象に含めないでください。

番号	質疑文書	項目番号	質問内容	回答
6	提出書類一覧	4(1) 様式 4 補助予定額算定表	提出書類一覧の「4 経営管理に関すること」、「(1)様式 4 (補助予定額算定表)」の【3】実支出予定額算定表の対象経費に「屋外教育環境整備費（特殊附帯工事費）」とあるが、具体的に何か。	<p>特殊附帯工事費のうち「屋外教育環境整備費」は、幼保連携型認定こども園を対象施設としたものです。また、その対象経費等については、認定こども園施設整備交付金交付要綱及び同実施要領の規定により「私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）交付要綱別表 1 第 2 項及び別表 2 に準じて整備されるもの」とされ、具体的な補助対象経費及び 1 園当たり 500 万円以上という金額要件が示されていますので、同要綱をご確認ください。</p> <p>なお、特殊附帯工事費については、基準額（令和 2 年度単価 8,050 千円）を「屋外教育環境整備費」と資源有効活用整備等の「屋外教育環境整備費以外」とで按分することとなりますので、基準額を二重に計上することはできません。</p>
7	提出書類一覧	4(1) 様式 4 補助予定額算定表	提出書類一覧の「4 経営管理に関すること」、「(1)様式 4 (補助予定額算定表)」の【3】実支出予定額算定表には、「開設準備に係る備品等は、保育所等整備交付金のみ対象となる経費」である旨記載されているが、当該開設準備費のうち保育実施分の算出は、事業者の判断により任意に行ってもよいか。	<p>開設準備費加算の対象となる「開設準備に係る備品等」は、公募段階においては保育実施分に係る備品から応募事業者が任意に決定していただいて構いません。ただし、少額備品（一品当たりの取得価額が 20 万円未満で、耐用年数が 5 年未満のもの）についてはできるだけ補助対象外経費としてください。</p> <p>開設準備費加算の対象経費は、具体的に示されていませんが、補助金協議時に個別に判断していくこととなります。</p>

番号	質疑文書	項目番号	質問内容	回 答
8	提出書類一覧	4(1) 様式 4 補助予定額算定表 関連	提出書類一覧の「4 経営管理に関すること」、「(1)様式 4 (補助予定額算定表)」の令和 2 年度保育所等整備交付金交付基準額表には、「開設準備費加算は、今回増員となる保育定員数に応じて加算することができる」旨記載されているが、整備区分が「創設」となる今回のケースでは適用され得るのか。	「開設準備費加算」は、定員区分における交付基準額に保育に係る増加定員数を乗じて加算するものですが、整備区分が「創設」である場合にも適用されます。 また、増加定員数は、認定こども園の類型や既存施設の廃止計画などに応じて個別の判断が必要となる場合がありますが、基本的には既存施設の保育定員を基準として加算額を算出してください。